

## 「食育推進」を目的としたロゴマークの作成・活用について（案）

### 1 経緯

食育は、「生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものである」（食育基本法前文）とされている。生きる力を身に付けていくために、「食」は重要でありながら、現代人の日々の忙しさや、食の安全の確保、食に関する情報の氾濫のなかで、食の大切さを忘れがちとなっている。

仙台市の食育に関する状況は、平成 28 年度実施の「仙台市民の健康意識等に関する調査」において「食育に関心がある人」の割合が 67.6%であり、全国の調査結果（※）76.0%と比較して、低い割合となっている。また、20 代女性が毎日朝食をとる割合は、55.1%と前回調査より低下するなど、課題は多い。

食育は、個人が主体的に取り組むことが基本となるが、食育に関係する組織や団体が相互に連携し一体となって推進することが求められており、食育推進会議は、当市を含めた食育に関わる様々な関係機関が連携・協働をすすめる場としての役割を担っている。

今後市民が様々な機会を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し健全な食生活を実践できるよう、食育を一層推進するために、関係組織や団体が共通に取り組める手法として、ロゴマークの作成と活用を企画するものである。

※平成 30 年度「食育に関する意識調査」（全国）

### 2 目的

食育推進会議関係団体（個人）や仙台市の食育推進関連部署が一体的に食育に取り組むために、共通で使える「食育推進ロゴマーク」を作成しロゴマークを活用した食育を広く推進することで「食育に関心がある人」の増加を目指す。食育推進会議関係団体の協力を得て、それぞれの取り組みの中でロゴマークを共通で活用することで、市民がロゴマークを目にする機会が増え、食育についての関心が高まることが期待できる。

### 3 使用手順等

- （1）事前に申請する・・・申請書に必要事項を記入し、事務局に提出する
- （2）申請内容確認・データ配布
- （3）活用

関係団体・関係各課の取り組みでロゴマークを活用し食育を共に推進する。ロゴマークのみの活用が難しい場合は、健康政策課で作成したロゴマーク入りの食育啓発用のチラシを活用してもらおう。また、それぞれで広めているロゴマークやキャッチフレーズなどがあれば、一緒に活用してもらおう。

(活用例①)

- ・区役所等で配布する食育のリーフレット等に掲載
- ・大学生の食育プロジェクトのレシピ集に掲載
- ・ホームページに掲載
- ・イベント等で配布する啓発物に掲載

(活用例②) 既存のロゴマークとのコラボ



(4) 使用時期

年間通して使用可能だが、食育月間(6月)または宮城県食育推進月間(11月)には、ロゴマークを使った取り組みを行うよう協力を求める。

4 ロゴマーク作成スケジュール

- ・市内デザイン学科がある大学の学生数名にデザインを依頼する。
- ・令和2年第1回食育推進会議(例年7月初旬ころ)において学生によるプレゼンを行う。プレゼンを受けてロゴマークを決定する。

(令和元年度)

2~3月 大学等へ依頼

(令和2年度)

4~6月 ロゴマーク作成

7月 第1回食育推進会議で学生のプレゼン・ロゴマーク決定

9~10月 使用申請開始